

原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体 に対する国の取組方針（グランドデザイン）

I. 国の基本姿勢

福島県は、東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受け続けている。

その結果、原子力災害から1年以上が経過しても、被災者の方々は、健康、仕事、暮らしなど、あらゆる面で困難な状況に直面し、大きなご不便や精神的不安を抱えるなど、深刻な状況に置かれている。

国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負い、国策の被害者である住民の方々の声を真摯に受け止め、被災者に十分に寄り添った復興及び再生にかかる取組を、責任を持って、大きく加速していかなければならない。

特に、原子力発電所の事故に伴う避難指示区域が設定された地域（以下「避難地域」という。）の住民の方々は、ふるさとを離れて生活することを余儀なくされ、働く場の喪失、地域コミュニティの分断など、未だに先行きを見通せない生活が続いている。被災者の方々が心の平穏を取り戻し、一日も早く将来の生活設計が描けるよう、国は責任をもって、住民の方々の生活を取り戻さなければならない。

また、避難地域においては、津波により大きな被害を受けた地域もあり、その被害からの復旧も重要な課題である。また、上下水道、道路を始めとする公共インフラや生活基盤を提供する施設、家屋などが、地震及び津波による被害を受けたまま、震災から一年以上もの間、十分な手当てをすることもできずに放置され、さらに避難により居住していない状態が続き風化してしまい、その機能が著しく低下している。

このため、避難指示解除準備区域における本格的な復旧の開始、生活環境の回復を踏まえた避難指示の解除がなされたとしても、万全な状態に回復するまでには多くの困難が伴うことから、国は責任を持って、地域の生活基盤を再生しなければならない。

以上のことを、国は真摯に受け止め、以下の3つの取組を着実に進めていく。

① 地域の生活環境の回復

帰還を希望される被災者の方々が、どなたも残されることなく帰還できるように、放射性物質に汚染された土壌等の除染等の措置について必要な措置を迅速かつ確実に進めるとともに、公共サービスの提供や公共インフラの復旧を推進し、安全に安心して生活できる環境を整備する。その際、国は、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指した対策を講じる。

② 帰還する被災者及び長期避難者の生活再建の支援

帰還する被災者の方々が、生活の再建を円滑に進められるよう、安定的な居住環境や就労を確保するための取組を実施する。

また、長期に避難を余儀なくされる被災者の方々が、避難先での生活の不安を払拭して日常生活の安定化を図れるよう、安定的な居住環境や就労を確保するための取組を行う。

③ 地域の経済とコミュニティの再生

帰還した住民の方々の働く場を確保する。特に地域の将来を担う若い世代も帰還する意欲を持てるよう、新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、新しい地域を作り出していくような雇用を拡大し、避難地域及びその隣接する地域並びに周辺都市圏の経済基盤を再生させる。また、原発事故により分断された家族が絆を感じ、人々がつながりを取り戻せる地域のコミュニティを再生させる。

国は、これらの取組を着実かつ迅速に進めるため、長期にわたって十分な財源を確保するとともに、福島県、関係自治体の協力を得て、関係者と一体となって取組を進めることとする。

また、国は、この原子力災害によって避難地域にもたらされた深刻な事態に対し、総力を挙げて、あらゆる知恵と力を結集して乗り越えなければならない。このため、国は、避難地域の被災者の方々が誇りと自信を持てるふるさとを取り戻し、安全に安心して生活を再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行していくこととする。

本グランドデザインは、避難地域の住民及び自治体（12市町村）に対して、同地域の復興再生に関する国の取組の考え方を提示するものであり、今後施策の展開を加速していくに当たっての基本となるものである。

なお、概ね10年後に向けた避難地域の復興を考えるに当たっては、その前提条件となる課題は少なくない。例えば、30～40年程度に亘る東京電力株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に伴う周辺に与える影響及び同発電所の近傍（いわゆる緩衝地帯）の取り扱い等を考慮する必要があることから、本グランドデザインで示している復興の姿などは、こうした課題への対応によっては見直す必要が生じてくることに留意しなければならない。

Ⅱ. 目指すべき復興の姿

1. 震災以前及び現在の避難地域の状況

(1) 避難指示の状況

- ・原子力発電所の事故後に出された避難指示は順次範囲を拡大し、昨年4月22日に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域を設定。
- ・その後、緊急時避難準備区域は昨年9月30日に一括して解除。
- ・昨年12月26日には、原子力発電所の安全性の確認や放射線被ばくの危険性の低下等を踏まえ、警戒区域及び避難区域の見直し方針を決定。
- ・同方針に基づき、平成24年4月以降、警戒区域及び避難区域の見直しを進めている^{※1}。
- ・避難指示等が出された区域の人口は約15万人程度。今なお多くの住民が仮設住宅（いわき市、郡山市、福島市、会津地方 他）などでの避難生活を強いられる。
- ・避難区域等の設定に伴い、9町村^{※2}では役場機能の移転を余儀なくされたが、緊急時避難準備区域の解除等を受けて、川内村と広野町は従前の庁舎で業務を再開。その他の7町村は依然として移転先での業務を継続。

※1) 平成24年4月1日に田村市・川内村、同16日に南相馬市の区域見直しを実施。同年7月17日に飯館村、8月10日には楡葉町の区域見直しを実施。

※2) 飯館村、葛尾村、川内村、浪江町、大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町、広野町

(2) 震災以前の避難地域の状況

避難地域においては、原子力発電所の事故により、地域の社会経済構造に大きな影響がもたらされた。特に、双葉郡8町村においては、震災以前の経済構造が電力関連産業に大きく依存していた状況。

① 人口（～震災以前においても減少傾向、高齢化も進展～）

（総人口）

- ・双葉郡8町村の人口は約72,800人（2010年国勢調査）。10年前と比較して約5%減少。
- ・将来推計人口は、震災以前においても減少傾向を予測（2010年と比較して、2020年で▲8.9%、2030年で▲18.4%）
- ・本来の地域人口に回復させるため、住民の帰還を中心に人口の回復を図りつつ、新たな住民の転入を増やす取組が必要。

（人口構成）

- ・双葉郡8町村の生産年齢人口（61.3%）及び高齢者人口（24.7%）の割合は、福島県平均（生産年齢人口（61.3%）及び高齢者人口（25.0%））と比較して同程度。
- ・双葉郡の沿岸部は、生産年齢人口の割合が高く高齢化率も低い。一方、内陸部は人口の減少率や高齢化率が高い傾向。
- ・高齢者の生活を支えるきめ細かな取組と、若い人が魅力を感じる地域づくりが必要。

② 就業・産業構造（～就業者数、域内総生産ともに電力関連産業に大きく依存～）

（就業構造）

- ・双葉郡8町村の就業者数は約35,000人（2010年国勢調査）。
- ・第1次産業は8.2%、第2次産業は31.1%、第3次産業は60.7%を占め、福島県平均（第1次産業7.6%、第2次産業29.2%、第3次産業63.2%）と同程度。
- ・特に比率が高い業種は、サービス業12,119人（34.8%）、建設業6,425人（18.4%）、製造業4,409人（12.6%）。
- ・電気・ガス・水道業の就業者数は2,055人（5.9%）であるが、電力関連企業等の就業者も含めれば、約1万人程度（東京電力株式会社「発電所で働く人たち」）。
- ・当該雇用がどのように確保、回復できるのか、規模をしっかりと意識した取組が必要。

（産業構造）

- ・双葉郡8町村の域内総生産（GDP）は約5,800億円（2009年度福島県市町村民経済計算年報）。
- ・第1次産業は1.4%、第2次産業は9.8%、第3次産業は89.1%を占める。「電気・ガス等」の域内総生産は62.8%（約3,615億円）を占め、特に、広野町72.3%、楢葉町

78.7%、富岡町 58.9%、大熊町 70.7%、双葉町 78.5%と、電力関連産業に大きく依存した経済構造。これら5町は、1人当たり総生産も県平均を大幅に上回る。

- ・双葉郡8町村の卸売・小売業の事業所数は909、年間商品販売額は約790億円。富岡町・浪江町の2町は、8町村の事業所数の56.4%、年間商品販売額の68.1%を占めており、双葉郡における商圈の中心。
- ・地域の経済を支える産業を新たに確保しながら、過疎地域や中山間地域を含む地域の活力低下などにも配慮が必要。

③ 域内構成（～放射線量の高い4町が大きな割合を占める～）

- ・放射線量の高い大熊町・双葉町・浪江町・富岡町の4町は、双葉郡において、人口76.0%、世帯数77.2%、就業者数76.1%、域内総生産（GDP）67.4%と、大きな割合を占める。
- ・双葉郡で中核的な地位を占める4町が、どの程度の期間、避難を求められるかを考慮する必要。

(3) 空間線量の減衰予測地図、帰還可能時期の考え方

- ・国は、避難地域における将来の空間線量率の予測結果を示した地図を作成・公表。
- ・同様の予測計算に基づき、経年とともに空間線量率が年間20ミリシーベルトまで減衰する領域を描いた地図を作成・公表。
- ・予測計算には、放射性物質の物理的減衰の影響と、風や雨などの自然現象の影響を考慮。
- ・平成26年度以降、除染特別地域における除染の結果について評価・点検を行う中で、除染効果を考慮に入れた線量予測等を実施。

※将来予測は、現時点では十分保守的であると考えられるが、実際の空間線量率の変化は、地形や土地の利用状況など様々な要因によって異なる可能性があり、予測結果はあくまで目安。

- ・今後の避難地域に関する取組を考える際には、放射線量の推移を踏まえ、除染やインフラ復旧などの取組を進め、各地域における帰還可能時期を見通すことが必要。
- ・特に帰還まで長期間を要する自治体については、国が帰還可能時期の目標を設定するなど、自治体ごとに帰還に向けた取組を計画的に進める必要。

2. 想定される雇用の見通し

- ・ 廃炉作業や除染・インフラ復旧等については、地元雇用に配慮することとしており、住民にとって当面の雇用に支えになり得る。
 - ① 廃炉作業は、原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップによれば、平成 24 年度には 12,000 人程度、平成 25 年度には 9,000 人程度、5 年後には 6,000 人程度の雇用が確保される見込み。
 - ② 除染、インフラ復旧は、現時点で不確定要素が多いが、幾つかの仮定を置いて試算すると、それぞれ千人単位の雇用につながると推計。
- ・ サービス業においては、これらの業務に従事する方々を顧客として見込めることから、一定程度の事業再開等が可能ではないかと思慮。
- ・ 長期的には、廃炉作業（30～40 年程度）により一定の雇用が確保されることに加え、国が避難地域における新たな雇用の創出に向けた取組を省庁連携により重点的にかつ集中的に講じることにより、事業の再開や企業立地等による雇用の進展等が見込まれる。

【参考】

① 除染作業について

- ・ 除染計画（直轄事業）の対象地域について、当該地域に存在する除染対象物（家屋、道路等）の数・面積に、それぞれの除染対象物を除染するために必要な人員数を掛け合わせ、積み上げることにより、概ね想定される作業員数が算出可能。
- ・ 直轄計画が概ね策定される前提で考えると、少なくとも当面 2 年間については、双葉地域全体で千人単位での雇用があるとの試算が成立。

② インフラ復旧について

- ・ 双葉郡 8 町村の津波推定浸水域にかかる人口は、東北地方全体の推定浸水域の約 1.7% を占めており、インフラ復旧経費についても一定程度の規模が必要であると推測。
- ・ 東日本大震災全体の復旧・復興のための費用は、5 年間で少なくとも 19 兆円程度などとされていること、建設工事における一般的な金額原単位などから、千人単位での雇用があると推定。

③ 製造業等の再開、誘致等について

- ・ 製造業等の事業再開や新たな企業立地は、雇用創出基金、グループ補助金、企業立地補助金等の活用も含め、一定の雇用創出効果が見込まれる。
- ・ 福島県によると、福島県全体で実施される企業立地補助金による雇用創出効果の現時点での試算は、直接雇用が 2,700 人、波及効果を含めると、5 年間で 8,800 人、10 年間で 13,700 人と試算されている。

※なお、双葉郡 8 町村の就業者（約 3.5 万人）のうち、約 1.5 万人が失職していると推定される（「平成 23 年度双葉地方八町村災害復興住民実態調査（福島大学災害復興研究所）」調査結果より推計）。

3. 目指すべき復興の姿を示すに当たっての考え方

(1) 目指すべき復興の姿を示すに当たっての3つの前提

- ・ 帰還の意向を持つ住民すべてが帰還できる環境整備を着実に進めるため、以下の3つの考え方を前提とした取組方針を策定。

① 時間軸に沿った提示

- ・ 計画的に復興を進めるため、短期、中期、長期に分けて復興の姿を提示。

② 目標時期

- ・ 関係者で意識を共有し、一体的な取組を進める目安として、以下の時期を想定。

短期的な目標 2年後

中期的な目標 5年後

長期的な目標 10年後以降

③ 避難地域の全域を対象とした復興の姿の提示

- ・ 解除された区域や解除が見込まれる区域から先行して、順次復旧・復興に取り組む。

(2) 長期を見通すに当たっての検討課題

- ① 概ね10年後に向けた避難地域の復興を考えるに当たっては、帰還に関する住民の意向把握については第一段階の作業中であり、また、第一次産業における風評被害の影響度合いについても継続的な対応が必要であるなど、対応中の課題があり、これらの状況によっては見通しが変わってくる。

- ② 更に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に伴う周辺に与える影響及び同発電所の近傍（いわゆる緩衝地帯）の取り扱いについては、重要な検討課題である。また、除染の推進に不可欠な中間貯蔵施設についても、早急な検討が必要である。目指すべき復興の姿も、これらの状況を踏まえ、今後、必要な見直しを行わなければならない。

(3) 自治体との対話を通じた具体像の共有

- ・ 復興の姿は、自治体を始めとする関係者と共有しより具体化していく必要。
- ・ また、地元の自治体や住民の方々が思い描く姿を尊重して共有することが不可欠。
- ・ 国は自治体との対話を通じ、より具体的な将来像の共有をしながら復興に取り組む。

4. 避難地域の目指すべき復興の姿

国は、上述の考え方をもとに、目指すべき復興の姿を掲げ、取組を進めるものとする。

(1) 短期的な姿 (2年後)

- ① 避難指示解除区域を復興の前線拠点とし、解除が見込まれる区域の復旧に繋ぐ。
- ② 避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染等による環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復を早期に構築。
- ③ 住民が当面の生活環境や生活費に不安なく、生活の再建に取り組める環境を構築。

(帰還できる環境の速やかな整備)

- ・ 除染や、上下水道、道路など基幹となる公共インフラや公共サービスの提供のための施設のインフラの復旧などを進め、帰還できる環境を速やかに整備。

(当面の雇用確保)

- ・ 製造業等の再開支援や誘致のほか、除染、インフラ復旧、廃炉作業など、当該地域に必要な事業により当面の雇用規模を確保。

(地域ごとの対応)

- ・ 広野町、南相馬市、川内村、田村市など先行して帰還を進める地域が、地域全体の復興再生に向けた活動が展開されるいわば前線拠点となっていく必要。
- ・ 住民の方々が当面避難を継続する区域については、避難先での生活環境及び具体的な賠償金の確実な支給の確保や、避難前の居住市町村に基づくコミュニティの維持を支援。
- ・ 双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町で検討されている町外コミュニティの形成については、これら4町と福島県及び受入先となる自治体との議論の結果を尊重し、必要な措置を講ずる。

(2) 中期的な姿 (5年後)

- ① 除染等による環境回復、インフラ復旧、生活基盤の回復により、避難指示解除区域が拡大、隣接する地域と一体的に地域全体の復興を加速化。
- ② 産業振興や営農支援などを全面的に進め、安定した生活圏とコミュニティを形成。

(安定した生活圏とコミュニティの形成)

- ・ 住民の日々の活動や経済活動の拡大、生活に必要な民間サービスの提供の増大により、安定した生活圏とコミュニティを回復、形成。

(隣接する地域等と一体となった復興の加速化)

- ・ 浜通り北部及び南部並びに中通りの3地域との連携が重要。 これら地域が有する産業基盤が避難地域のインフラ復旧や除染、廃炉作業の前線を支える。また、これらの周辺都市圏が避難者の生活再建を図る拠点となる。
- ・ 避難地域のみでなく、その隣接する地域並びに周辺都市圏と一体となった地域活性化の取組を通じ、厚みのある復興を加速化。
- ・ 常磐自動車道などの広域交通インフラの復旧を進め、これら地域間のネットワークの連携の確保と強化。
- ・ 住民の帰還状況や地域の将来像を踏まえ、JR常磐線、防潮堤などの広域インフラの復旧・整備。

(3) 長期的な姿 (10年後以降)

- ① 住民の方々が将来も健康で安心して定住する魅力ある地域を形成し、地域のつながりや人のつながりを大切にされた地域社会を形成することを目指す。
- ② 地域の将来を担う若い世代も帰還する意欲を持てるよう、新たな産業、研究・教育機能の集積を図り、原発事故により失われた雇用規模の回復に取り組む。

(持続可能な地域の復興に向けた取組)

- ・ 持続可能な地域の復興には、住民が地域に定着し、世代をつないでいくことが不可欠。
- ・ 次世代を担う子どもを含む住民が健康上の懸念をはじめとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感。
- ・ 住民の帰還や他の地域からも人材が流入してくるような魅力ある地域となり、コミュニティが再生され、住民が普段の生活を送ることができる地域社会を形成。

(新しい産業雇用の創出)

- ・ 医薬品・医療機器関連の産業など福島のパテンシャルを活かした取組、再生可能エネルギーの研究や地域の特性を活かした農林水産業の再生の取組を進める。
- ・ 福島県内における新たな産業創造の取組を通じ、除染やインフラ復旧といった雇用に替わって、新しい地域を作り出していくような雇用を拡大。
- ・ 当該地域でしか取り組めない環境回復分野等の最先端の研究開発や実証的取組、大規模な事業の取組が進められる。また、関連分野の国際的な研究開発や人材育成の拠点を形成。
- ・ こうした新たな産業の立地を進め、専門的な知見を有する企業、研究・教育機関などの集積を図る。

Ⅲ. 実施すべき取組

国は、目指すべき復興の姿を実現するため、以下の4分野10テーマの取組を一体的に進める。

1. 解除区域等における生活環境の再生と社会資本の再構築

避難指示が解除された区域又は解除が近く見込まれる地域を中心に、

- ①公共サービスの提供
 - ②公共インフラの復旧
 - ③生活環境の整備・再建
- に取り組む。

2. 地域を支える産業の再生

避難地域を中心とする地域における

- ①産業振興と雇用創出
 - ②農林水産業の再開
- を図る。

3. 避難の状況に応じた生活の再建

避難生活の長さに応じ、

- ①居住環境等の確保整備
のための措置を講じる。また、被災者が避難生活から普段の生活に戻るまで
- ②生活再建に向けた就労支援と賠償
を行う。

4. 放射線対策の強化

避難地域への帰還や被災者の健康のため、

- ①除染等
 - ②モニタリング
 - ③健康管理・健康不安対策
- を行う。

1. 解除区域等における生活環境の再生と社会資本の再構築

(一) 取組の指針

- ・避難指示が解除された区域及び解除が見込まれる区域を中心に、生活環境の再生と社会資本の再構築を図り、以下の長期的な視点により取組を実施する。

- ①地域社会の持続的な発展に向け、住民同士が支えあうコミュニティの形成を目指す。
 - ②若い世代、子育て世代、要援護者等、すべての住民が安心して居住し、魅力を感じるまちづくりを目指す。
 - ③防災インフラ整備を着実に進め、防災体制を再構築し、災害に強いまちづくりを目指す。
- ・解除された区域及び解除が見込まれる区域から復旧・復興に取り組む。広域の地域経済社会の復興のために早期復旧を強く要望される施設等は、先行して復旧・復興に取り組む。

① 公共サービスの提供

- ・住民が生活するために必要な医療、教育などの公共サービスの提供体制の確保。
- ・短期的には、住民の帰還にあわせ、医療の確保、教育の再生、防災・防犯体制の確保、上下水道の供与、ごみ・し尿処理・収集などの広域行政サービスを計画的に原状回復。
- ・中期的には、必要な医療機能の確保や十分な教育体制を整備し、公共サービスの提供体制を充実。

② 公共インフラの復旧

- ・住民の安全と利便性を確保するために必要な社会資本を復旧。
- ・短期的には、上下水道、道路など基幹となる公共インフラや公共サービスの提供のための施設の被災実態を詳細に把握し、計画的に復旧。
- ・常磐自動車道については早期の復旧及び完成を図る。
- ・中期的には、住民の帰還状況や地域の将来像を踏まえ、JR常磐線、防潮堤などの広域インフラの復旧・整備。
- ・居住制限区域等は、市町村の要望等を踏まえながら、段階的な復旧作業に着手。

③ 生活環境の整備・再建

- ・住民が地域の絆を感じ、将来の生活設計を描くことが可能な質の高い生活環境を整備。
- ・短期的には、災害公営住宅の提供などの居住の安定にかかる支援に加え、孤立世帯の不安を解消するためのコミュニティの再生、防犯・防災体制を再構築。
- ・中期的には、住民の生活圏の拡大やコミュニティの再形成を念頭において、生活環境を再構築。

(二) 実施すべき取組

- ・生活環境の再生と社会資本の再構築のために取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。
- ・国は、これらの事項を推進するための具体的な施策を関係者と一体となって、的確な役割分担の下で展開する。

① 公共サービスの提供

- ・医療施設、福祉施設、介護施設の復旧整備を行い、医療・福祉等従事者の確保。
- ・学校施設の復旧を行うとともに、児童等の通学を支援。
- ・ごみ処理、下水汚泥処理、し尿処理及び斎場などの広域行政サービスを円滑に再開。
- ・消防体制の維持・強化、消防水利の確保や治安の確保などの防災、防犯体制を確保。
- ・役場機能の確保に必要な人的支援体制の構築などにより、行政サービスを円滑に再開。

② 公共インフラの復旧

- ・道路、上下水道、港湾、防潮堤・海岸防災林等の公共インフラの復旧・整備。
- ・広域の地域経済社会の復興のために、早期の復旧が強く要望される施設の迅速な復旧や、避難指示解除準備区域における事業活動の要件緩和。
- ・常磐自動車道、JR常磐線の復旧・整備に加え、東北中央自動車道（相馬市～福島市）の早期整備、国道6号の機能回復・強化を進め、浜通りと中通りを東西に連絡する道路整備に必要な措置を行い、ネットワークの形成を支援。
- ・災害廃棄物を迅速に処理し、津波被災区域におけるインフラ復旧を進める。

③ 生活環境整備・再建

- ・解除区域等における住宅の確保のため、居住の安定にかかる支援、二重ローン対策。
- ・行政区単位での活動を促し、コミュニティを再生。
- ・独居老人世帯の巡回サービス、安否確認サービスを実施。
- ・商店街の再開及びコミュニティ形成を意識した商圈を再構築。

(三) 取組の進め方に関する事項

(1) 工程表

- ・解除が見込まれる区域などから、国と県・市町村が連携して公共インフラに関する工程表を作成。

(2) 市町村ごとの対応

- ・被災市町村が作成する復興に関する計画において示される公共インフラの具体的な姿について、国は、被災市町村ごとに具体論を検討し、対応を行う（IV. 参照）。

2. 地域を支える産業の再生

(一) 取組の指針

- ・避難地域を中心とする地域を支える産業の再生を図り、以下の長期的な視点により取組を実施する。

- ① 産業集積を回復し、企業間ネットワークの再生により自律的な地域経済圏の形成を目指す。国際的な研究開発拠点や研究開発型企業の立地により、専門機関、関連産業を集積。
- ② 福島県の農産物の地位を回復し、地域を支える産業として、地域の特性を活かした農業を営むことができるようにすることを目指す。

- ・解除された区域及び解除が見込まれる区域から復旧・復興の取組を行う。

① 産業振興と雇用創出

- ・地域を支える産業の再生、安定的な操業を確保し、生活再建の基盤となる雇用を確保。
- ・短期的には、企業が帰還するために必要な資金の確保など支援施策を引き続き実行。また、雇用機会の創出やハローワークの積極活用や、廃炉作業、除染・インフラ復旧などでも一定の雇用が確保されることにより、被災者の就労を支援。
- ・中期的には、帰還企業の安定的な操業確保を図り、新規企業の参入・投資を促す取組を継続。また、研究開発拠点の形成、研究の開始にあわせて、産業集積の高度化を図り、新規雇用を創出。
- ・被災地の企業等が実施する販路開拓、商品開発等を支援。

② 農林水産業の再開

- ・安定的に事業が再開できる環境を整備。
- ・短期的には、住民の帰還に向けて農用地等の除染及び復旧を進める。また、漁業の再開に向けて、共同施設等の復旧や水産物の安全を確認するための取組を進める。
- ・中期的には、営農等の再開に向けた条件整備を進め、条件の整った地域・作物から順次営農等が再開され、基準値超過を心配せず農産品等を安定的に出荷できるようにするとともに、施設園芸や地域資源の活用等による高付加価値化の取組を進める。

(二) 実施すべき取組

- ・ 地域を支える産業の再生のために取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。
- ・ 国は、これらの事項の推進のための具体的な施策を関係者と一体となって、的確な役割分担の下で展開する。
- ・ 産業再生・雇用促進プラン及び農林水産業再生プラン（後述）において、これらの事項について個別具体的な取組を掲げる。

① 産業振興と雇用創出

- ・ 企業が事業を再開するための施設の復旧・整備の促進、金融支援、雇用確保の支援、相談体制を整備。
- ・ 企業の誘致促進のための取組（立地補助金や税制措置の活用、関係団体等への要請等）や研究開発を実施。
- ・ アクセス道路や電力・ガス・工業用水などの産業インフラの復旧を進める。
- ・ 雇用創出のための基金による事業を活用し、産業復興策と一体になった雇用の創出及び確保。
- ・ ハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援、新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身につけるための公的職業訓練を実施。

② 農林水産業の再開

1) 営農の再開

- ・ 特別地域内除染実施計画に従い、農用地等の除染を進める。
- ・ 避難指示が解除される区域において速やかに営農が再開できるよう、農地、農業水利施設、農道等の復旧を進める。
- ・ 稲等の試験栽培を実施し、実際に基準値以下の米等が生産できることを実証し、稲の作付制限の解除等を進める。
- ・ 農業再開の妨げにならないよう、飼料、堆肥等の廃棄物の処分を進める。
- ・ 営農再開のために地域の農業者等が一体となって行う取組を支援。

2) 林業・木材産業の再開

- ・ 現地の状況を勘案し、森林整備や木質バイオマス発電施設等の整備を推進。

3) 水産業の再開

- ・ 共同施設等の復旧を進める。
- ・ 福島沖で、放射性物質の値が低い一部の魚種による試験操業の実施及び捕獲物の放射性物質にかかる検査など、漁業の再開に向けた段階的な取組を進める。

4) 農林水産業に共通する事項

- ・ 安全な農林水産物の安定的な供給のため、農林水産物の放射性物質検査の実施や検査体制を整備。
- ・ 安全な農林水産物の消費拡大等を図るため、販路拡大や高付加価値化の取組を支援。

(三) 取組の進め方に関する事項

(1) 産業振興・雇用促進プラン

- ・産業振興と雇用の確保を図るためには、国、自治体、産業団体、関係機関が連携して、個々の事業者の状況に応じてきめ細かに事業活動を支える丁寧な取組が不可欠。
- ・関係省庁は共同で帰還支援と地域経済再生、雇用の創出と確保のための「産業振興・雇用対策プラン」を取りまとめ、きめ細かな施策実施の体制を構築し、強力に取組を推進。
- ・国、福島県は、福島復興の一環として検討・推進されている医療や再生可能エネルギー、放射線管理などに関する構想を有機的に連携させ、効果的に福島復興及び再生の推進を図るため、「福島研究開発・産業創造拠点構想」を共同で推進中。
- ・上記プランにもこの構想を適切に位置づけ、避難地域やその隣接する地域においても環境回復・創造、廃炉技術分野等の研究開発拠点の立地とそれに伴う産業の集積を進めるよう、関係者が連携して取り組む。

(2) 農林水産業再生プラン

- ・地域に根差した農林水産業の再生のためには、地域の実情に応じた取組方針の下に、地元自治体、農業関係者等が行う事業再開に向けた取組を国がきめ細かくサポートし、事業に携わる方々が自信を持って食材等を提供できる環境を整えることが必要。
- ・関係省庁は共同で農林水産業再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニューを提示し、地域の実情に応じた取組を推進。

3. 避難の状況に応じた生活の再建

(一) 取組の指針

- ・見込まれる避難生活の長さに応じて行う当面の生活環境の確保と避難からの生活の再建について、以下の長期的な視点により取組を実施する。

- ① 被災者の方々が、それぞれの生活場所において、震災と原発事故により分断された家族の生活環境や地域のコミュニティを回復し、安定した就労のもと、生活の再建を円滑に進められる状況を目指す。
- ② 放射線量、インフラの復旧などの生活環境等の改善状況に基づき、長期に帰還が困難であった地域においても住民の帰還を可能とする。

① 居住環境等の確保整備

- ・被災者が帰還先又は避難先で安定的な居住環境を確保し、生活の再建に取り組めるようにする。
- ・避難が必要となる期間、被災者が避難中の居住地域・形態、生活拠点に求める機能等を把握し、関係自治体と調整した上で、避難中の生活拠点の確保・整備方針を確定。
- ・当該方針に基づき、必要な生活拠点の確保・整備等を進め、新たな拠点へのできる限り早期の移転に向け取り組む。
- ・双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町で検討されている町外コミュニティの形成については、これら4町と福島県及び受入先となる自治体との議論の結果を尊重し、必要な措置を講ずる。
- ・仮設住宅については、住宅の復興状況や被災自治体の考えなどを十分に踏まえて、当面の間、入居期間を延長し、居住環境を確保。
- ・避難先では、避難元自治体とのつながりを維持し、被災者に対する健康管理、メンタルヘルスケア等の各種支援を行うとともに、それら支援に関する情報提供を行う。

② 生活の再建に向けた就労支援と賠償

- ・産業振興や雇用創出の取組を通じて、被災者に可能な限り就労の機会を提供。1人でも多くの被災者が臨時的な就労状態から安定的な雇用へ円滑に移行することを目指す。
- ・東京電力株式会社による迅速、公平かつ適正な賠償を促進し、具体的な賠償金の確実な支給を確保。被災者の就労意欲に配慮しながら、個別事情に応じた損害を含め、丁寧な賠償を迅速に実施。

(二) 実施すべき取組

- ・避難の状況に応じた生活の再建のために取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。
- ・国は、これらの事項の推進のための具体的な施策を関係者と一体となって、的確な役割分担の下で展開する。

①居住環境等の確保整備

- ・生活拠点の確保・整備のために、福島県や避難自治体と調整・連携し、被災者の受け入れ先自治体に対しても、協力依頼や財政面等で支援。
- ・線量の自然減衰マップ等に基づき、自治体ごとに帰還時期の目標設定の協議を進める。
- ・被災者の避難中の居住地・形態、生活拠点に求める機能等を把握するために、被災者に対する住民意向調査を実施。
- ・上記を踏まえ、避難期間中の生活拠点の確保・整備方針を策定し、同方針に基づき必要な生活拠点の確保・整備を進める。
- ・健康管理・メンタルヘルスケア等を適切に受けられるよう、医療・福祉体制を充実。

②生活の再建に向けた就労支援と賠償

- ・産業振興・雇用促進プランに掲げる取組など、産業振興と雇用創出の取組を推進。
- ・賠償基準が明示されていない部分など、避難区域見直しや被災者の帰還の状況、生活実態等を踏まえ必要に応じて基準の明確化を進める。
- ・東京電力株式会社の支払事務の加速化、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を円滑に実施し、原子力損害賠償支援機構によるきめ細かな相談事業を的確に指導。

(三) 取組の進め方に関する事項

○生活拠点の確保・整備方針の策定

- ・生活拠点に係る住民の意向等を把握し、福島県や被災者の受け入れ先自治体を含む関係自治体と調整し、避難期間中の生活拠点の確保・整備方針を策定。

4. 放射線対策の強化

(一) 取組の指針

(1) 除染等

- ・避難地域における除染については、「除染特別地域における除染の方針」、「特別地域内除染実施計画」等に定めるところに沿って取組を進める。

(2) モニタリング

- ・空間線量測定や河川、地下水などの放射性物質濃度測定を継続して実施し、結果を迅速かつ分かりやすく公表。
- ・避難指示の解除の進捗に応じて、きめ細かなモニタリングを行う。

(3) 健康管理・健康不安対策

- ・放射線による健康被害の未然防止、早期発見及び治療により健康影響に対する不安を軽減・払拭するため、健康管理調査の適切かつ着実な実施に関し必要な取組を行う。
- ・放射線に関する知見の共有の取組を進め、放射線に関する共通理解の醸成を図る。
- ・被災者等の健康不安については、「原子力被災者等の健康不安対策調整会議」において、策定されたアクションプランに基づき、担当省庁が一丸となって取組を進める。

(二) 実施すべき取組

- ・放射線対策として取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。
- ・国は、これらの事項の推進のための具体的な施策を関係者と一体となって、的確な役割分担の下で展開する。

(1) 除染等

- ・特別地域内除染実施計画に従い、平成24年度、25年度は、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に除染を実施。
- ・農用地については、関係機関と連携して、その特性を踏まえた除染等の措置の方法等について検討した上で、除染等の措置を実施。
- ・森林については、住居等近隣における措置を最優先に行い、その他の森林については、当面は蓄積されつつある技術的知見を踏まえ、関係機関と連携して今後の対応を検討。
- ・追加被ばく線量が概ね年間50ミリシーベルト超となる地域については、除染モデル実証事業の結果等を踏まえて対応の方向性を検討。
- ・高線量地域で復旧・整備が必要な常磐自動車道については、除染モデル実証事業の結果等を踏まえた上で本格的な除染を行い、早期供用を目指す。
- ・追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域は、当該地域を段階的かつ迅速

に縮小することを目指す。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要であることに留意する必要がある。追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域は、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指した対策を講ずる。

- ・仮置場、中間貯蔵施設の確保などについて必要な措置を講じる。

(2) モニタリング

- ・空間線量測定や河川、地下水、農地などの放射性物質濃度測定を継続して実施。
- ・飲料水の安全性を確保するため、水道インフラ復旧にあわせて水道水についての放射性物質濃度測定のために必要な措置を講ずる。
- ・避難地域等を対象として、走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリングや広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリングなどを実施。
- ・避難指示解除準備区域や避難指示が解除された地域を対象に、地元ニーズを踏まえつつ、避難指示の解除の前後において、①学校、病院等の主要なポイントのモニタリング、②通学路、公園等の面的な詳細モニタリング、③市町村の個別の要望に対応した詳細モニタリング（例：飲用に供している井戸水等の地下水）を実施するとともに、除染の進捗を踏まえた空間線量率の測定を実施。

(3) 健康管理・健康不安対策

- ・健康管理調査の着実な実施、外部被ばく線量推計、甲状腺超音波検査の結果等必要な情報提供等の取組を支援。
- ・外部被ばく線量の推計に関する調査や18歳以下の子どもに対する甲状腺超音波検査に加えて、白血球分画等の追加的調査などの取組に対して支援を行う。
- ・万が一、将来において被ばくに起因する健康被害が発生した場合には、本人の実質的な負担なく所要の医療を受けることができることとし、そのために必要な措置の内容について、検討を進める。
- ・放射線に関する知見の共有、共通理解の醸成を図るため、種々の場での情報提供を行うほか、放射線影響に関する情報発信者の人材育成、情報の受け手ごとの取組、情報拠点の形成などに取り組む。
- ・内部被ばく状況測定や住民自らの被ばく線量の確認を推進するため、必要な取組を行う。
- ・消費段階において、住民が持ち込んだ食品等の放射性物質の検査体制の整備を進めるため、放射性物質検査機器の貸与等の措置を講ずる。

IV. 今後の進め方

1. 国と自治体の役割分担

- ・福島県や被災市町村は、被災された方々一人一人の思いを大切にしながら、生活再建に必要な取組を自治体として推進される立場。
- ・国は、県や市町村の取組を尊重するとともに、被災自治体の意見を十分取り入れ、福島原子力災害からの復興について、責任を持って総力を挙げて取り組む。

2. 自治体ごとの復興計画

- ・復興の取組は、自治体単位で取組を進めることが必要。各自治体で策定される復興計画の取組に寄り添いつつ、国が前面に立って取組むことが必要。
- ・国は、この取組方針において明記した事項を踏まえ、被災市町村の復興計画の策定過程において、福島県とも一緒になって具体論を検討し、政策として提示・実行。

3. 市町村の体制確保

- ・復興の取組を進めるため、下記の取組を通じて被災市町村の体制確保に努める。
 - ①被災市町村ごとに課題を関係省庁等で共有する仕組みを構築し、丁寧に対応。
 - ②被災市町村の復興計画の策定やその実施に必要な人的支援を引き続き行う。
 - ③災害復旧等の費用の補助、震災復興特別交付税など、市町村の復旧・復興事業に係る財政負担の軽減を図る。

4. 施策の展開

- ・本グランドデザインにおいて取り上げた事項は、福島復興再生特別措置法に基づき定める「福島復興再生基本方針」及び「避難解除等区域復興再生計画」に適切に反映。推進中の施策や立案中の施策を含め体系的な施策の展開を図る。
- ・国の取組方針、施策を住民や事業者向けに分かりやすく説明するなど、広く取組を推進。